

- (144) 藁街コウガイ 漢代、長安城内の地名。罪人を斬首してさらした場所。「首を藁街に懸く」は死罪にするたとえ。
- (145) 窺伺キョウシ 人の様子を伺って機会があれば何か事を試そうとすること。
- (146) 文引 官より支給される通行許可証。
- (147) 觀望 去就を定めるため様子を伺う。形勢を見ながらぐずぐずしている。
- (148) 險度ケンブ こえる。ここでは遣度と同じで、遠い外国のことを判断する。
- (149) 区処 物事をそれぞれに処分する。また、ある官庁がその所管事項中の特定の事項に対して、別系統の上級官庁の指揮を受けること。
- (150) 庶からん 注(136)の劉の題の再度の引用の終り。
- (151) 具題 題本により上奏する。「用語解説」参照。
- (152) 酌議 適宜相談する。
- (153) 監候 死罪ではあるが、許すべき事情のある者または疑義のある者について、ただちに執行せずに監禁し、八月に中央官の審判を経て刑を定める処置。通常は減刑された。
- (154) 順帯 順は順便(ついでに)。ついでに連れて行く。
- (155) 定奪 可否を決定する。決裁。
- (156) 息警 警戒をとくこと、または警(非常事態)のおさまることか。
- (157) 咨回 咨文で回答すること。
- (158) 等の因あり 注(111)の兵部の題の終り。
- (159) 罰俸 官吏の懲戒処分の一つ。受けるべき俸給を一定期間支

給しない。

(160) 欽遵す、とあり 注(96)の兵部の咨の終り。

(161) 本部 これは礼部。

(162) 洪瞻祖 この時冊封使となったが、出発をきらったため、翌年夏子陽に代えられた(『明実録』万曆三十年九月戊子、同三十三年七月戊寅の条)。

(163) 声息 消息。

(164) 等の因あり 注(1)の礼部の題の終り。

(165) 馮(琦) 一五五三—一六〇二年。万曆二十九年より三十一年まで礼部尚書(『明人伝記』六二三頁)。

(166) 中山王 尚寧はまだ冊封されていないので、宛名は「中山王世子尚寧」とあるべきで、世子以下を脱文したのである。

#### 1-04-05

礼部より国王尚寧あて、福建人阮国・毛国鼎の琉球移籍の許可を知らせる咨(一六〇七、一一、一三)

礼部、旧典を查循して藩封を培うを懇う事の為にす。

該本部題す。主客清吏司の案呈は、本部の送れる礼料の抄出を奉ずるものなり。琉球国中山王尚寧の奏称するに、繩の断れたるは当に続くべく、国の虚なるは当に培うべし。琉球は旧、朔を奉ずるの初めより、洪武・永楽の間、両つながら聖祖の隆恩を蒙り、共に閩人三十六姓の入国するを賜わる。書を知る者は名を列して

大夫・長史とし以て貢謝の司と爲し、海に慣れたる者は任ずるに  
通事・總管を以てし、以て指南の備えと爲す。蓋し才に因りて職  
を効して累世承休す。謂わざるも世久しくして代更り人湮び裔尽  
きて、僅かに六姓を余すも仍お侏儒椎髻の習に染まる。天朝の文  
字・音語は尽く盲昧を行い、外島海洋の針路は常に舛迷するに至  
る。文移は多く駁問せらるるに至り舟楫は多く漂没するを致す。  
甚だしきは貢期欠誤し儀物差訛するに至りて万里の虻誠少しく君  
父に達するを得ざるなり。是れより先、万曆二十二年（一五九四）、  
臣、菊寿等を差わして進貢せしむるに、途に迷いて浙に入り官兵  
の擒獲し屈斃するを被る。邀功せるの余に審せば卑国の貢使に係  
わる。解るに福建撫臣金學曾、漳人阮国を選差し護送し回国せし  
むるを蒙る。二十八年（一六〇〇）臣復た長史蔡奎を差わし表を  
齎して請封せしむるに、奎、歸路を失いて呈して福建衙門に請う  
に、仍お阮国並びに漳人毛国鼎を遣わして卑国に送回せしむ。臣、  
天恩を感戴して言の喩う可き無し。続いて人の天使を導接するを  
乏しくするに因り、阮国を随差せしめ給するに都通事の色目を以  
てす。渡海、迎護に屢々勤勞著らかにして、事竣るを以て彼をし  
て本国の大夫に列銜せしめ、天使を差送して閩に還らしむ。毛国  
鼎は給するに都通事を以てし、差わして王舅毛鳳儀・正義大夫鄭  
道と同一奏謝を齎捧せしむ。窃かに惟うに、卑国は海邦に僻処す  
れば、入貢・受封の後より一切の輔導・禮儀は悉く原賜わる三十  
六姓の裔に頼る。今、世更り代謝して遂に孤国支えざるに至る。

一撮の琉球重きを爲すに足る無しと雖も、而れども聖祖の隆恩・  
茂典の当に続くべきを猶お冀う。理として合に懇請すべし。伏し  
て乞う、勅して礼部に下して洪・永年間の恩例を查照し、再び三  
十六姓を撥して球に入るるを賜わり、仍お効勞の差役阮国・毛国  
鼎を將て各々色目に照見し、給するに照身を以てし、其れをして  
跟随し帰舟を導引せしめんことを。積勞有るを俟ちて琉球の藩佐  
に准照し、一体に陞叙せしむれば、国に在りては佐理の需め有り、  
入貢しては愆危の患い無きに庶からん。皇仁永く戴き祖沢疆り無  
く、臣の子孫世々東藩を守り余幸有らん、等の因あり。部に到れ  
ば司に送る。

查得するに、洪武二十五年（一三九二）中山王、子を遣わして  
国学に入らしめ、其の国往來朝貢するを以て、閩人三十六姓の善  
く舟を操る者を賜う。其の後、表を奉る大夫・長史・通事の官司  
は皆三十六姓及び国学に学ぶ者、之を爲す。但だ、事は開国に在  
り、経に久しく未だ舉行するを見ず。人は世々相伝するに諸姓何  
ぞ皆代謝せるや。良民は必ずや行くを樂しまざれば、奸徒或いは  
擯入するに至らん。俯従し難きに似たり。相應に題覆すべし。案  
呈して部に到る。

看得するに、琉球国王は中華を嚮慕して職貢を勤修し、華族を  
陳請して以て指南と作さんとす。旧典は査す可く、応に俯順すべ  
きに似たり。但だ善良の族は其の郷を去るを重しとし、中国に強  
いて以て外夷に就かしめんと欲するは、必ずや民情の樂しみて従

う所の者に非ず。若し沿海の奸民、投入するを管謀らば、始めは貨売の利を貪り漸く交搆の端を啓かん。事情は測り叵きも亦た或いは之有らん。沉んや開国の特恩にして原子を遣わして入学を為さしむるも、此の典、久しく曠くして安くんぞ此の例の続行するを得んや。且つ天朝乍かに遣わすも未だ必ずしも俛して約束を受けず、反つて此れを以て該国の処分を累わすも未だ知る可からざるなり。宜しく相い安んじて無事とすべく、必ずしも其の請に曲徇せざるに似たり。其れ効勞の差役阮国・毛国鼎は、原本差を奉ずるに、何ぞ乃ち他国に逗遛せるや。既に夷目に充つれば中国の照身を給し難し。姑く国王の奏を念いて討するも相応に便に従い酌処すべし。恭しく命の下るを候ちて合無に該巡撫衙門並びに琉球国王に移咨すべし。阮国・毛国鼎を將て即ち賜姓に充て、其れをして貢謝に跟随し帰舟を導引せしむる以外、必ずしも再び遣発を行いて以て煩擾を滋くせず、等の因あり。

万曆三十五年（一六〇七）九月十五日、本部署部事左侍郎兼翰林院侍讀學士楊（道賓）等具題し、二十八日、聖旨を奉ずるに、是なり、とあり。此れを欽む。欽遵して為照するに、三十六姓の請は相応に、題奉せる欽依内の事理に照依して、必ずしも続行せざるべし。其れ阮国・毛国鼎は該国に發著して朝貢を導引するの助に充て、其の原籍の差徭は已經に福建巡撫衙門に移咨して豁免して去後る。擬するに合に行文して知会すべし。此の為に合に貴国に咨すべし。煩為わくは本部の題奉せる欽依の咨文内の事理を

查照し、欽遵して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。  
右 琉球国王に咨す

万曆三十五年（一六〇七）十二月十三日 再対して之を正す  
咨

注\* 『明実録』万曆三十五年九月己亥の条に、本文書に關連する記事がある。

(1) 查循 調べてその結果に従う。

(2) 該本部題す 礼部の題は、「主客清吏司の」より注(40)まで。

(3) 奏称するに 琉球国王の奏は「繩の」から注(30)まで。

(4) 閩人三十六姓 十四く十五世紀、進貢の初期、沖繩に移住した中国人の総称。その渡来については『東恩納寛惇全集』巻二「三十六姓移民の渡来」をはじめとし多くの研究があるが、史料と研究史を整理してある最近の論文として、田名真之「古琉球の久米村」(『新琉球史—古琉球編—』一九九一年)を参照。

(5) 總管 進貢船の船員役名。貢船に奉安されている天妃をまつり、あわせて船員の仕事、水梢を総理する役。

(6) 承休 喜び、吉事を承ける。

(7) 六姓 夏子陽・王士楨撰「使琉球録」下に「今諸姓凋謝、僅存蔡・鄭・林・程・梁・金六家」とある。

(8) 侏儻 侏離に同じ。西戎の音楽。転じて夷の言語をいう。

(9) 椎髻 髻の一種。南越の俗であることから、異国風の習俗の

意。

- (10) 舛迷 まちがって迷う。
- (11) 文移 公文書。
- (12) 駁問 反駁され問われる。
- (13) 差訛 あやまり。
- (14) 螻誠 螻は、けら(虫の名)。小さな誠の意。
- (15) 邀功 勲功をもとめる。
- (16) 金学曾 万曆二十三年から二十八年まで福建巡撫。
- (17) 阮国 一五六六—一六四〇年。もと漳州府竜溪県の人。久米村阮氏の始祖(『家譜(二)』一五二—三及び一五五頁)。
- (18) 帰路を失いて… この事件は『明実録』万曆二十九年十一月己酉の記事のことであろう。
- (19) 毛国鼎 一五七一—一六四三年。もと漳州府竜溪県の人。久米村毛氏の始祖。のち正議大夫となる(『家譜(二)』七〇—八頁、『大百科』)。
- (20) 色目 ここでは職目の意。
- (21) 列衛 衛は待遇。位につらねるの意。
- (22) 一撮 ひとつまみ。
- (23) 洪・永年間の恩例 いわゆる三十六姓の下賜について、沖繩側の史料は『世鑑』の記述を受けて洪武二十五年(一三九二)とするが、根拠は明らかでなく、一方中国側の史料の記述もさまざまである。洪・永(年間)という表現は、謝杰、また夏子陽の使録にみえる。注(4)、田名論文参照。
- (24) 効勞 勞を効す、すなわち苦勞をかける。
- (25) 照身 身分の証明書か。

- (26) 藩佐 琉球の佐臣の叙階のことか。
- (27) 一体 同様に。
- (28) 佐理 助けおさめる、補佐する。
- (29) 愆危 あやまって危うくする。
- (30) 等の因あり 注(3)の国王の奏の終り。
- (31) 国学 国子監のこと。文化教育のことを掌る最高学府で、華人・貢生・官生・外国生等に、経書・史書などを教えた(『明史』卷七三、『万曆会典』卷二二〇)。はじめ琉球からの官生は国王及び陪臣の子弟であったが、尚真のころからは久米村の子弟のみが派遣された。詳しくは潘相撰『琉球入学見聞録』(乾隆二十九年刊)を参照。
- (32) 擯入<sup>ヱニヨウ</sup> たぶらかして入る。
- (33) 華族 中華の民。
- (34) 重し 困難と感ずる。
- (35) 交構 互いにひきあう。
- (36) 且つ… 以下は「中国が思いきって(中華の民を)遣わすことにしても、彼らは統制に服すとはかぎらない。かえって琉球をわずらわすことになるかもしれない。互いの間にいざこざがなく、問題がないのがよく、琉球の請に情実によつてとられないのがよい」というほどの意味。
- (37) 本差 本は上級の自称で、中国側の使の、の意。
- (38) 姑く…念いて 姑念は、…に免じて、の意。
- (39) 討 検討する。
- (40) 等の因あり 注(2)の礼部の題の終り。
- (41) 本部署部事左侍郎兼翰林院侍読学士 本部は礼部。侍郎は六

部の次官で、左右各一員を置く。署部事(署事、署理)とは、本来は本任の官が死亡・免官・出張等の事由で職についていないとき、他の者に代理させることであるが、『明史』七卿表、によれば、尚書を任ぜず、署部事侍郎をもって代行することがしばしばある。

(42) 楊(道賓) 万曆三十五年六月から三十七年二月まで、署部事侍郎に在任。

礼部より琉球国あて、請封に対し、奏請の表文・通国の印結を求めず(一六二三、三、六)

礼部、藩を嗣ぎて執政し、勅諭を奉じて戒信すること十年にして貢職を復修して以て忠款を効す事の為にす。

儀制清吏司の案呈は、本部の送れるを奉ずるものなり。琉球国中山王世子の杏を准くるに称すらく、万曆四十八年(一六二〇)

九月十九日、痛ましくも我が父王先君、群臣を棄てて以て長逝し、孤子を捐てて帰らず。憫れなる予小子は家の不造なるに遭い、惻惻として疚に在り、其の泣を啜る。尚お何をか云わんや。国僉の言に拠るに、海圀の維藩は一日として君無かる可からず、黎民の元首は崇朝として位を虚しくするを得難し。聊か繩ぎて嗣に就き、権に執政と為るも、確として侯度に遵い、未だ敢えて王と称せず。昔乱、初めて安んずるの際に当り、殊異として維を張り、先君の

顧命の嚴を懐い、敬んで修貢に勤む。言は常に耳に在り、忠は豈に心に忘れんや。

査循し案照するに、万曆四十年に勅諭を奉ず。念うに爾の国、土地は貧狭にして、又新たに残破を経れば、歳事愆つと雖も亦た爾の責ならず。爾、宜しく人民を拊て綏んじ、封圀を慎しみ固めて以て自完の計を為し、十年の後、物力の充ち羨るるを候ちて再た修貢を行うべし、等の因あり。此れを欽み、欽遵す。粵に、踐祚の辰より懼びて恩覆の下に逢い、能く夔夔然として感激する無きを得んや。細かに想うに曠曩の初め官を差わし、次いで再た叩関せるは、是れ知る無くして詔命に方衡するに非ず。正だ是れ魚の沫に濡るるを期い、窮鳥の叢に傍い投ずるのみ。乞う、妄動せるを原さんことを。誠に哀矜す可し。茲に十年の穀つるに臨み、合に九天の閻を叩き、是を用て恭しく歳貢を修めて来賓すべし。故より我が朝廷は信を立つれば移らず、必ずや却拒の憂無きを知るも、但だ慮るに、該国は当時に備うるを失すれば、罪は掩襲し難し。今已に自ら恢復を完うして貢献を復修するに、未だ功過の相い準しきを得るや否やを審らかにせざるなり。此れに執して危疑し、逡巡し畏縮するの患無きこと能わず。然れども人臣の君に事うるや、或いは寛され或いは罪せらるるも、義として当に致身して勇み往くべし。属国の進貢するや、是れ却けられ是れ納れらるるも、職として当に信を奉じて斯ち行うべし。此の為に、敬んで硫黄一万斤・馬四匹等の方物を備え、造舟し載運し官を遣わし